

東恵園指定サテライト型多機能サービスたぐちさんの家 短期利用型サービス 重要事項説明書

あなた（又はあなたのご家族）が利用しようと考えている（介護予防）小規模多機能型居宅介護短期利用型サービス事業（以下、「短期利用型サービス」という。）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「鹿角市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年 3 月 29 日条例第 11 号）」並びに「鹿角市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 30 年 3 月 29 日条例第 11 号）」に基づき、（介護予防）短期利用型サービス事業提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 （介護予防）短期利用型サービス事業を提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 花輪ふくし会
代表者氏名	理事長 松浦 勉
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	秋田県鹿角市花輪字案内 63 番地 1 電話 0186-22-4000 FAX 0186-22-4141
法人設立年月日	昭和 40 年 4 月 6 日

2 利用者様に対しての（介護予防）短期利用型サービス提供を実施する事業所について

(1) 当事業所の所在地等

事業所名称	東恵園指定サテライト型多機能サービスたぐちさんの家 短期利用型
介護保険指定事業所番号	鹿角市 0590900155
開設年月日	平成 29 年 4 月 1 日
事業所所在地	秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 20 番地
責任者	東恵園地域生活支援センター センター長 阿部貴弘
連絡先 相談担当者名	電話 0186-22-4300 FAX 0186-22-4301 木村美奈子、三澤千賀子
事業所の通常の事業の実施地域	鹿角市内全域
建物の構造	木造合金メッキ鋼板ぶき平家建
面積	敷地 966.63 m ² 建物 224.76 m ² 居間及び食堂 80.26 m ²
設備	玄関、食堂、居間及び食堂、事務室、キッチン、洗面台、消火設備 【居室】8室 (14.59 m ² 1室・10.94 m ² 1室・9.74 m ² 4室・9.70 m ² 2室) 【浴室】一般浴 1・機械浴 1 【トイレ】2 【火災通報装置】1 【自動火災報知設備】8 【消火器】2 【避難口誘導灯/通路誘導灯】2/3
最寄駅からの距離	JR「十和田南駅」から車で 4 分

生活保護法第 54 条の 2 に規定する介護機関（生活保護の介護扶助を行う機関）の指定	あり
社会福祉士及び介護福祉士法第 48 条の 3 に規定する登録喀痰吸引等事業者	なし
提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無）	なし

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者様が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境と地域住民の交流の下で、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者様の心身機能の維持回復を図り、もって利用者様の生活機能の維持又は向上を目指します。
運営の方針	利用者様の人格を尊重し、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者様及びそのご家族のニーズを的確に捉え、介護予防ケアプラン又はケアプラン（以下、「(介護予防) ケアプラン」という。）に沿った短期利用型サービス計画を作成することにより、利用者様が必要とする適切な短期利用型サービスを提供します。

(3) 事業所の営業日及びサービス提供時間

営業日	365 日体制となっております。ただし、緊急の場合は休業をいただく場合もございます。
送迎が対応可能な時間	午前 6 時 30 分から午後 8 時までとなっております。
介護支援専門員による相談サービス	午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとなっております。

(4) 当事業所を利用するための基準

厚生労働大臣が定める基準の内容は、次のとおりとなっております。当事業所がいずれの基準にも適合することで、(介護予防) 短期利用型サービスの提供が認められます。

- ① 当該事業所の登録者のサービス提供に支障がないことを前提に、宿泊室に空きがある場合の利用であること。
- ② 利用者様の状態やご家族等の事情により、介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者等の介護支援専門員が、緊急に利用することが必要と認めた場合であって、「多機能サービスたぐちさんの家」の介護支援専門員が、当該事業所の登録者に対する小規模多機能型居宅介護サービスの提供に支障がないと認めた場合であること。
- ③ 利用の開始に当たって、あらかじめ 7 日以内(利用者の日常生活上の世話をを行う家族等の疾病等やむを得ない事情がある場合は 14 日以内)の利用期間を定めること。
- ④ 指定地域密着型サービスの基準に定められている従業者の員数を置いていること。
- ⑤ 「多機能サービスたぐちさんの家」が小規模多機能型居宅介護費の注 4（過少サービスに対する減算）を算定していないこと。

(5) 当事業所の職員体制

管理者	奈良佳仁
-----	------

職	職務内容	人員数
管理者	1 当事業所を代表し、業務の総括の任にあたります。	常勤 1 名

	2 法令等において規定されている（介護予防）短期利用型サービスの実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項において指揮命令を行います。	
	資格等	認知症対応型サービス事業管理者研修修了者
看護職員	1 利用者様の健康チェック（血圧・体温測定等）を行います。 2 利用者様の皮膚・怪我・床ずれ等の状態を的確に把握し、必要に応じ対応いたします。 3 必要に応じ、医療機関・利用者様のご家族とのやり取りを行います。	常勤 1名
	資格等	正看護師 1名
介護従事者	1 利用者様の心身の状況を的確に把握し、適切な援助を行います。	常勤 8名 非常勤 3名
	資格等	介護福祉士 8名 社会福祉士 1名 初任者研修修了 2名 ヘルパー2級 1名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
(介護予防) 短期利用型サービス計画の作成	1 利用者様に係る介護予防支援事業所又は居宅介護支援事業者が作成した（介護予防）ケアプランに基づき、利用者様の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた（介護予防）短期利用型サービス計画を作成します。 2 （介護予防）短期利用型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者様又はそのご家族に対して説明し、利用者様の同意を得ます。 3 （介護予防）短期利用型サービス計画の内容について、利用者様の同意を得たときは、（介護予防）短期利用型サービス計画を利用者様に交付します。 4 それぞれの利用者様について、（介護予防）短期利用型サービス計画に沿ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 ※ （介護予防）短期利用型サービス計画は、相当期間以上（概ね4日以上連続利用）にわたり継続して利用する場合について作成します（4日未満の利用時は原則作成しません）。
利用者様の居宅への送迎	当事業者が保有する自動車により、利用者様の居宅と当事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭い等の事情により自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行援助により送迎を行うことがあります。
健康のチェック	血圧測定や体温測定等、利用者様の健康状態の把握に努めます。
入浴の提供及び援助	入浴の提供及び援助が必要な利用者様に対して、入浴（全身浴・部分浴）の援助や清拭（身体を拭く）、洗髪等を行います。
排泄の援助	援助が必要な利用者様に対して、トイレ誘導、おむつ交換等を行います。
更衣等の身体整容に関する援助	洗面、整髪、爪切り、義歯洗浄、口腔ケア、上着・下着の更衣の介助を行います。
移動・移乗援助	援助が必要な利用者様に対して、室内の移動、車いすへ移乗の援助を行います。

服薬援助	援助が必要な利用者様に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。	
日常生活動作を通じた訓練	利用者様の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣、移動等の日常生活動作を通じた訓練を行います。	
レクリエーションを通じた訓練	利用者様の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操等を通じた訓練を行います。	
食事の提供及び援助	食事の提供及び援助が必要な利用者様に対して、援助を行います。 ・朝食の提供時間の目安 午前 6 時 30 分から ・昼食の提供時間の目安 午後 12 時から ・夕食の提供時間の目安 午後 5 時 30 分から	
その他	創作活動等	利用者様の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供いたします。
	関係機関との連絡調整	援助が必要な利用者様に対して、関係機関との連絡調整の援助を行います。
	相談及び助言	援助が必要な利用者様に対して、身体の介護並びに、生活・身上・介護に関する相談及び助言を行います。
体制	サービス提供体制	(I) …介護職員数に対して 70%以上が介護福祉士、又は勤続 10 年以上介護福祉士 25%以上 (II) …介護職員数に対して 50%以上が介護福祉士 (III) …介護職員数に対して 40%以上が介護福祉士、又は勤続 7 年以上介護福祉士 30%以上、又は常勤職員が 60%以上

(2) (介護予防) 短期利用型サービス事業従業者の禁止行為

(介護予防) 短期利用型サービス事業従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為（ただし、看護職員が行う診療の補助行為を除く。）
 - ② 利用者様又はご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
 - ③ 利用者様又はご家族からの金銭、物品、飲食の授受
 - ④ 身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為（利用者様又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
 - ⑤ その他利用者様又はご家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
 - ⑥ 鹿角市以外への通院等外出の援助
- (3) 提供するサービスの利用料、利用者様の自己負担額については、別紙「料金表」に記載しています。
- (4) サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣の定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者様に対して（介護予防）短期利用型サービスを行った場合に算定します。
- (5) 認知症行動・心理症状緊急対応加算は、在宅での生活が困難であり、緊急に短期利用型サービスを利用することが適当であると判断した者に対し、利用を開始した日から起算して7日間を限度として算定します。算定要件は以下のとおりです。
- ① 利用者様に、妄想・幻覚・興奮・暴言等の症状が見られている場合
 - ② 医師が緊急に短期利用型サービスの利用が必要と判断している場合
 - ③ 介護予防支援事業者、又は居宅介護支援事業者等の介護支援専門員が、当該事業所の職員と連携して、利用者様やご家族の同意を得て利用を開始した場合

- ④ 次の場合には算定しません。
- a 病院、又は診療所から退院し、短期利用型サービスを利用する場合
 - b 介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設から退所し、短期利用型サービスを利用する場合
 - c 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、特定施設入居者生活介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用共同生活介護、短期利用特定施設入居者生活介護、地域密着型短期利用特定施設入居者生活介護の利用後に、短期利用型サービスを利用する場合
- (6) 中山間地域等の小規模事業所加算は、秋田県が「豪雪地帯対策特別措置法（昭和 37 年法律第 73 号）」第 2 条第 1 項の規定により指定された豪雪地帯及び同条第 2 項の規定により指定された特別豪雪地帯に該当することから算定します。なお、中山間地域等の小規模事業所加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。なお、道・県の全域が豪雪地帯又は特別豪雪地帯は、北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、鳥取県が該当します。
- (7) 「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和 6 年 3 月 15 日厚生労働省老健局長発 0315 第 2 号）」に基づき、介護サービスに従事する介護職員の賃金改善、介護職員の確保・定着等に充てることを目的に創設された「介護職員等処遇改善加算」を算定します。なお、介護職員等処遇改善加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- (8) 介護報酬改定等で利用料、又はその他の費用が変更になる場合は、サービス提供の 1 ヶ月前までに利用者様へ文書でお知らせいたします。又、料金変更後は、利用者様から同意をいただいてからのサービス提供となりますので、予めご了承ください。
- (9) （介護予防）短期利用型サービスを利用中に本体施設である（介護予防）小規模多機能型居宅介護に登録となった場合、（介護予防）短期利用型サービスの利用初日まで遡り、（介護予防）小規模多機能型居宅介護の利用料となりますので、予めご了承ください。

4 その他の費用について

食事の提供に要する費用	朝食 380 円	昼食 530 円	夕食 590 円
宿泊に要する費用	1 泊 2,000 円		
おむつ代	実費相当		
レクリエーション・創作活動費	（介護予防）短期利用型サービス事業の中で提供されるサービスのうち、特別料金のかかるレクリエーションと創作活動において、利用者様に負担いただくことが適当であるものの費用を負担していただく場合がございます。ただし、利用者様から同意をいただいてからのサービス提供となります。（通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて H12.3.30 付老企第 54 号）		
キャンセル料	利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。		
	利用 5 日前の午後 8 時までにご連絡をいただいた場合		キャンセル料は不要です。
	利用 5 日前の午後 8 時を過ぎてからご連絡をいただいた場合		キャンセルとなった食事の提供に要する費用を請求させていただきます。

通いサービス利用途中に体調不良等で帰宅された場合	きます。
--------------------------	------

5 利用料、利用者様の負担額、その他の費用の請求及び支払い方法について

利用料、利用者様の負担額、その他の費用の請求方法等	<ol style="list-style-type: none"> 1 利用料、利用者様の負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 18 日までに、利用者様宛て（郵送）にお届けいたします。 3 請求書等は原則として利用者様宛てでのお届けですが、利用者様と居住地の異なる方へのお届けをご希望の場合は、予めお知らせくださいますようお願いいたします。
利用料、利用者様の負担額、その他の費用の支払い方法等	<ol style="list-style-type: none"> 1 請求月の 25 日（金融機関が休日の場合は前営業日）までに、指定口座からの引き落とし、現金、銀行振込のいずれかの方法によりお支払い下さい。 <ul style="list-style-type: none"> （ア）指定口座から引き落としができる金融機関は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・秋田銀行（支店は問いません） ・北都銀行（支店は問いません） ・かづの農協（支所は問いません） ・ゆうちょ銀行（支店は問いません） （イ）現金でお支払される場合は職員へ手渡すか、当事業所又は東恵園地域生活支援センター（住所：秋田県鹿角市花輪字古館 5 番地 1）へ直接お越しください。なお、職員又は当事業所へお支払いの際は、①受領証をお渡しします、②領収証は 2 日以内にお届けいたします。 （ウ）銀行振込の手数料は、利用者様をご負担ください。 秋田銀行 花輪支店 普通 607912 <small>トウケイエンチイキセイカツシエンセンター センターチョウ アベタカヒロ</small> 東恵園地域生活支援センター センター長 阿部貴弘 2 お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しいたしますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者様の負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 1 ヶ月以上遅延した場合、事由を示した文書を通知し、サービス提供の契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。なお、未払い分の支払後にサービス利用をご希望の場合は、再契約いただくこととなりますので、予めご了承ください。

6 サービスの提供にあたって

- (1) 正当な理由なく、（介護予防）短期利用型サービスの提供を拒むことはいたしません。なお、提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、①当事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合、②利用申込者様の居住地が当事業所の通常の事業の実施地域外である場合、③その他利用申込者様に対し自ら適切な（介護予防）短期利用型サービスを提供することが困難な場合等がこれにあたります。（根拠：「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成 12 年 11 月 16 日老振第 76 号）の 1 を除く。）

- (2) (介護予防) 短期利用型サービスの提供が困難な場合は、介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者等への連絡を行い、(介護予防) サービス事業者等の紹介や他の(介護予防) 短期入所事業所の紹介等、必要な措置を速やかに行います。
- (3) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要支援・要介護認定の有無及び要支援・要介護認定の有効期間)並びに介護保険負担割合を確認させていただきます。被保険者の住所等に変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (4) サービス提供前に、管理者等が主治医等の意見を確認いたします。利用者様が感染症等を有し、サービス提供に重大な影響を与えるおそれがある等やむを得ない場合には、治癒するまではサービスの提供をお断りいたします。サービスのご利用(再開)は、管理者等の可否判断となりますので、予めご了承ください。
- (5) (介護予防) ケアプラン等に基づき、利用者様及びご家族の意向を踏まえて、(介護予防) 短期利用型サービス計画を作成いたします。なお、作成した(介護予防) 短期利用型サービス計画は、利用者様又はご家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (6) サービス提供は(介護予防) 短期利用型サービス計画に基づいて行います。なお、(介護予防) 短期利用型サービス計画は、利用者様等の心身の状況や意向等の変化により、必要に応じて変更することができます。
- (7) (介護予防) 短期利用型サービス事業従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者様の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。
- (8) サービスの質の向上等のため、ICT等を活用した情報収集や多職種連携の推進、定期的な研修や勉強会の実施、モニタリング等のPDCAサイクル等の取組に努めます。又、「毎日振り返りシート」を活用し、目的に応じた適切な振り返りを行うことで、より質の高いサービスの提供を目指します。
- (9) サービス利用にあたり、ご利用者様及びそのご家族様に留意いただきたい事項として、次の行為は禁止させていただきます。
 - ① 職員に対する身体的暴力(叩く、つねる、蹴る、物を投げる、唾を吐く等身体的な力を使用して危害を及ぼす行為)
 - ② 職員に対する精神的暴力(大声で威圧する、長時間にわたり怒鳴る、理不尽な要求、暴言等、個人の尊厳や人格、能力を否定し言葉や態度で傷つけ、おとしめたりする行為)
 - ③ 職員に対するセクシャルハラスメント(不必要に身体を触る、抱きしめる、性的・卑猥な言動をする、サービス提供に無関係に下半身を露出して見せる、その他職員が嫌がる性的な行為をする等)
 - ④ その他、職員個人に対する誹謗中傷や脅迫行為等

7 虐待の防止について

当事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	東恵園地域生活支援センター センター長 阿部貴弘
-------------	--------------------------

- (2) 虐待防止委員会を毎月1回以上開催しています。
- (3) 「虐待防止セルフケアチェックリスト」を活用しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を年に1回以上実施しています。
- (5) サービス提供中に、当事業所従業者又は養護者（現に養護しているご家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかにこれを虐待防止委員会、又は虐待防止責任者、又は鹿角市福祉保健センターに通報いたします。

8 身体拘束の廃止について

当事業者は、原則として利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合等、利用者様本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者様に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び対応等についての記録を行います。又、事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 身体拘束に関する実施責任者を選定しています。

身体拘束廃止の実施責任者	東恵園地域生活支援センター 管理課長 餅田幸之
--------------	-------------------------

- (2) 身体拘束廃止委員会を毎月1回以上開催しています。
- (3) 従業者に対する身体拘束廃止を啓発・普及するための研修を年に2回以上実施しています。
- (4) 利用者様の居宅において、「安全」という名目で身体拘束が行われている場面を発見した場合は、ご家族や介護予防支援事業者、又は居宅介護支援事業者等と協力し、「利用者本位」の支援・介護の実現を目指します。

9 秘密の保持と個人情報の利用・保護、映像・写真等の使用について

利用者様及びそのご家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none"> ① 当事業者は、利用者様又はそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び当法人が策定した「個人情報保護方針」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものといたします。 ② 当事業及び当事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者様又はそのご家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ 又、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続いたします。 ④ 当事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者様又はそのご家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容といたします。 ⑤ 上記にかかわらず、当事業者は「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に定める通報を行うことができるものとし、その場合、当事業者は、秘密保持義務違反の責任を負わないものといたします。
--------------------------	---

<p>個人情報の利用・保護について</p>	<p>① 当事業者は、利用者様に係る（介護予防）サービス事業者等との間で開催されるサービス担当者会議等において、利用者様及びご家族の状態把握が必要なとき個人情報を利用いたします。</p> <p>② 上記①の他、（介護予防）サービス事業者等との連絡調整が必要なとき個人情報を利用いたします。</p> <p>③ 当事業者は、利用者様がサービス利用中に万が一体調を崩し、又は怪我等で病院へ行ったとき、医師や看護師等からの情報提供の求めに応じ個人情報を利用いたします。</p> <p>④ 上記以外の目的で個人情報を使用するときは、予め文書で同意を求めます。</p> <p>⑤ 当事業者は、利用者様又はそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、又、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものいたします。</p> <p>⑥ 当事業者が管理する情報については、利用者様の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、必要な範囲内で訂正等を行うものいたします。</p>
<p>映像・写真等の使用について</p>	<p>① 当事業者は、当法人の事業紹介や東恵園地域生活支援センターでの取り組みを紹介する用途に限り、利用者様の映像・写真等を撮影いたします。</p> <p>② 利用者様の映像・写真等は、以下の場合に使用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ・フェイスブック等 ・パンフレットや広報誌等 ・社内研修の資料・掲示物等 <p>③ 利用者様の映像・写真等使用するときは、予め文書で同意を求めます。</p> <p>④ 当事業者は、利用者様の映像・写真等が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、又、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものいたします。</p>

10 登録中の医療等の提供について

医療等を必要とする場合は、利用者様及びご家族の希望により下記の協力医療機関等において、診療・入院の治療等を受けることができます。ただし、下記の医療機関等で優先的に治療等が受けられるものではありません。又、下記の医療機関等での治療等を義務付けるものでもありません。

<p>協力医療機関</p>	<p>医療機関名 かつの厚生病院</p> <p>所在地 秋田県鹿角市花輪字向畑 18 番地</p> <p>受診科 精神科、神経内科、呼吸器科、循環器科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科</p> <p>電話番号 0186-23-2111</p>
---------------	---

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者様に病状の急変が生じた場合及びその他必要な場合は、速やか

に主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者様が予め指定する連絡先にも連絡いたします。

ご家族等緊急連絡先	①	氏 名 電話番号 勤務先等	続柄
	②	氏 名 電話番号 勤務先等	続柄
主治医	医療機関名 受診科 電話番号		

なお、当事業所は、サービス提供体制の確保や夜間における緊急時の対応等のため、以下の機関と連携し支援体制を整備しています。

東恵園地域生活支援センター	所在地 秋田県鹿角市花輪字古館5番地1 電話番号 0186-31-0100 支援体制 当事業所の要請により、東恵園地域生活支援センターの職員が派遣されます。
---------------	--

12 事故発生時の対応方法について

利用者様に対する（介護予防）短期利用型サービス事業の提供により事故が発生した場合は、鹿角市、利用者様のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

又、利用者様に対する（介護予防）短期利用型サービス事業の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、当事業所に故意・過失がない場合はこの限りではありません。

鹿角市福祉保健センター 介護保険担当	所在地 秋田県鹿角市花輪字下花輪50番地 電話番号 0186-30-0234（直通） 受付時間 午前9時から午後5時まで（土日祝は休み）
-----------------------	--

なお、当事業者は、下記の損害賠償保険及び自動車保険（自賠責保険・任意保険）に加入しています。

損害賠償 責任保険	保険会社名	社会福祉法人 全国社会福祉協議会
	保険名	社会福祉施設総合損害補償（しせつの損害補償）
	補償の概要	①基本補償 ②見舞費用補償 ③訪問・相談等サービス補償 ④個人情報漏えい対応補償 ⑤傷害事故補償
自動車保険	保険会社名	東北自動車共済協同組合
	保険名	自動車共済
	補償の概要	①対人賠償 ②対物賠償 ③人身傷害 ④搭乗者傷害

13 利用時のリスクについて

当施設（事業所）ではご利用者様が快適な生活を送られますように、安全な環境作りに努めて

おりますが、ご利用者様の身体状況（健康状態）や病気に伴う様々な症状・あるいは日常生活の中で、予期せぬ危険が生じるリスクがある事を十分ご理解ください。

- (1) 当施設（事業所）は生活の場であり、病院と同じような治療は出来ないことをご理解ください。
- (2) 歩行時の転倒、ベッドや車椅子からの転落等による骨折・外傷、頭蓋内損傷の恐れがあります。
- (3) 身体拘束は原則として行わないことから、最善の注意を払い支援を行いますが、ご利用者様の身体状況や精神状況によっては、転倒や転落による怪我等、無断での外出等が起きる可能性があります。
- (4) 高齢者の骨はもろく、通常の対応でも容易に骨折する恐れがあります。
- (5) 高齢者の皮膚は薄く、少しの摩擦で表皮剥離がしやすい状態にあります。
- (6) 高齢者の血管はもろく、軽度の打撲であっても、皮下出血が出来やすい状態にあります。
- (7) 加齢や認知症の症状により、水分や食物を飲み込む力が低下します。誤嚥・誤飲・窒息の危険性が高い状態にあります。
- (8) 高齢者であることにより、脳や心臓の疾患により、急変・急死される場合もあります。
- (9) 夜間帯は看護師が勤務していませんが、本人の全身状態が急に悪化した場合、当施設（事業所）看護師の判断で緊急に病院へ搬送を行うことがあります。ただし、悪化した場合でも、病院先の受け入れ状況により即搬送出来ないことがあります。
- (10) 施設（事業所）内でご利用者様又は職員が感染症を発症した場合、拡大しないよう十分に注意しますが、集団生活のため、罹患する可能性がある事をご理解ください。

14 心身の状況の把握について

（介護予防）短期利用型サービス事業の提供にあたっては、介護予防支援事業者、又は居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者様の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものといたします。

15 サービス提供の記録について

- (1) （介護予防）短期利用型サービス事業の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを終了した日から5年間保存いたします。
- (2) 利用者様は、当事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び実費を支払うことにより複写物の交付を請求することができます。

16 非常災害対策について

- (1) 当事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

防火管理者	多機能サービスたぐちさんの家 木村美奈子
-------	----------------------

- (2) 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知いたします。
- (3) 年2回以上、避難、救出、通報その他必要な訓練を行います。

17 衛生管理等について

- (1) 衛生管理・感染症等対策に関する実施責任者を選定しています。

衛生管理の実施責任者	東恵園地域生活支援センター 主任看護師 佐藤恵子
------------	--------------------------

- (2) 衛生委員会を毎月1回以上開催しています。
- (3) 従業員に対する感染症等対策を普及するための研修を年に1回以上実施しています。
- (4) (介護予防)短期利用型サービスに使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (5) 当事業所において感染症が発生、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- (6) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (7) 食品衛生上の観点から、毎食の調理後おおむね2時間後には食材を破棄しています。つきましては、食事の提供後1時間以内にお召し上がりくださいますようよろしくお願いいたします。

18 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) (介護予防)短期利用型サービスの提供に当たっては、利用者様、ご家族、地域住民の代表者、鹿角市の職員等、(介護予防)短期利用型サービスについて知見を有する者等により構成される協議会(以下、この項において「運営推進会議」と言います。)を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上運営推進会議を開催いたします。
- (3) 運営推進会議では活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けます。又、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、ホームページ等で公表します。

19 契約の解約方法、終了について

- (1) 利用者様は当事業所に対して口頭や文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。解約料金は一切かかりません。
- (2) 当事業所はやむを得ない事情がある場合、利用者様に対して1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知し、この契約を解約することができます。
- (3) 次の事由に該当した場合は、利用者様が口頭や文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 当事業所が守秘義務に反した場合
 - ③ 当事業所が利用者様やそのご家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 当事業所が倒産した場合
- (4) 次の事由に該当した場合は、当事業所が文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
- ① 利用者様のサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、料金が支払われない場合
 - ② 利用者様又はそのご家族が当事業所及び他の利用者様に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- なお、背信行為の具体的な例としては、

- ア 重要事項説明書や契約書等に虚偽の事項を記載する等の不正手段により、サービス提供を受けたとき
- イ 月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき
- ウ 当事業者及び他の利用者様に対して、暴言・暴力・セクハラ・ストーカー等の行為があったときや「6 サービスの提供にあたって」(9)の規定に反したとき
- エ 当事業所の方針や規則を守れず、又、当事業者及び他の利用者様に対して迷惑行為（騒音・窃盗・泥酔状態でのサービス利用等）を行ったとき
等が挙げられます。

(5) 以下の事由に該当した場合、この契約は自動的に終了いたします。

- ① 利用者様が介護保険施設に契約入所された場合
- ② 利用者様が（介護予防）特定入居者生活介護、又は他の（介護予防）小規模多機能型居宅介護、又は（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを受けることとなった場合
- ③ 利用者様の要支援・要介護認定が、非該当、又は事業対象者となった場合
- ④ 利用者様が転出し、鹿角市の被保険者でなくなった場合
- ⑤ 利用者様がお亡くなりになった場合

20 ご準備していただくものについて

お手数をお掛けいたしますが、持ち物には名前のご記入をお願いいたします。もし記名がない際には、当事業所で記入する場合もございます。予めご了承ください。

- (1) バスタオル ※ 2～3枚程度
- (2) タオル ※ 2～3枚程度
- (3) 着替え ※ 日数に応じてご準備ください。
- (4) 歯ブラシ、歯磨き粉、コップ ※ 食後に使用いたします。コップはできましたら壊れにくいプラスチック製をお願いいたします。
- (5) 内ズック ※ 普段履き慣れているものが良いです。
- (6) その他
 - ① 食前・後や就寝時等の薬を服用されている方はお持ちください。
 - ② 床ずれ等の処置に必要な薬、ガーゼ、テープ類がある場合はお持ちください。
 - ③ 初回のご利用時に、当事業所内で使用する内ズックをお持ちください。
 - ④ 紙オムツ・パット等を使用されている方は、替えの紙オムツ・パット等をお持ちください。枚数に関しては事前にご確認ください。
 - ⑤ 排泄の失敗のある方は、着替えを多めにお持ちください。
 - ⑥ 整髪料や化粧品等の設置はございませんので、個人用の日用品等が必要な方はお持ちください。

21 ご利用に際してのお願いについて

- (1) ご利用日当日は当事業所で朝食をとっていただくこともできますが、ご自宅で朝を過ごされる場合は、必ず朝食をおとりくださいますようお願いいたします。
- (2) 貴重品はお持ちにならないようお願いいたします。
- (3) 当事業所の建物内・敷地内では禁煙及び飲酒は禁止としておりますので、ご利用に際しては予めご了承ください。

- (4) 感染症予防の為、食べ物（生もの類等）はお持ちにならないようお願いいたします。
- (5) 来園後あるいは入浴前の健康チェックの際に利用者様の体調不良が認められた場合には、看護職員等の判断で入浴又は（介護予防）短期利用型サービスが中止になる場合もございます。予めご了承ください。その際には必要に応じて、ご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- (6) 体調がすぐれない場合は、連絡のうえ、サービスご利用のお休みをお願いいたします。
- (7) 感染症の発生状況によっては、県外の往来や県外の方との接触等があった際に、通いと泊りは数日ご自宅で様子を見ていただいてからご利用をお願いすることがありますので、ご了承ください。
- (8) 退院直後の利用については、医師より確認をいただく場合がございますので、予めご了承ください。
- (9) お迎えの時間については、利用日の前日の夕方に電話等でご連絡いたします。
- (10) 通院等の院内の付き添いは、原則として当事業所では行っておりません。ご家族又は代理人の付き添いとなりますので、予めご了承ください。
- (11) 利用者様、又はご家族による従業者のご指名はお断りしておりますので、予めご了承ください。ただし、同性介護等をご希望の場合は、この限りではございません。
- (12) 他の利用者様並びに従業員・来訪者等の映像・写真等の撮影はお断りしております。撮影がどうしても必要な場合はその理由をお伺いし、撮影対象となる他の利用者様又は従業員・来訪者等の同意を得てからとなります。撮影前に必ず従業員へお声がけください。
- (13) 他の利用者様又は従業員・来訪者等の同意を得て撮影した映像・写真等の使用（フェイスブック等の SNS、広報誌、掲示物等）につきましても、他の利用者様又は従業員・来訪者等の同意を得てからとなります。使用前に必ず従業員へお声がけください。

22 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した（介護予防）短期利用型サービス事業に係る利用者様及びそのご家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置しております。（下表「事業者の窓口」のとおりです）

(2) 苦情申立の窓口

事業者の窓口	所在地 秋田県鹿角市花輪字古館 5 番地 1 電話番号 0186-31-0100 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで 担当者 東恵園地域生活支援センター 管理課長 餅田幸之 責任者 東恵園地域生活支援センター センター長 阿部貴弘 第三者委員 サービス点検調整委員 代表 水野 昇
鹿角市 福祉保健センター 介護保険担当	所在地 秋田県鹿角市花輪字下花輪 50 番地 電話番号 0186-30-0234（直通） 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝は休み）
秋田県国民健康保険 団体連合会	所在地 秋田県秋田市山王四丁目 2 番 3 号（秋田県市町村会館 4F） 電話番号 018-833-1550 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで（土日祝は休み）

重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「鹿角市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 30 年 3 月 29 日条例第 11 号）」並びに「鹿角市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 30 年 3 月 29 日条例第 11 号）」に基づき、利用者様に説明を行いました。

事業者	所在地	秋田県鹿角市花輪字案内 63 番地 1		
	法人名	社会福祉法人 花輪ふくし会		
	事業所	所在地	秋田県鹿角市十和田毛馬内字毛馬内 20 番地	
		事業所名	東恵園指定サテライト型 多機能サービスたぐちさんの家（短期利用型サービス）	
		責任者	東恵園地域生活支援センター センター長 阿部貴弘 印	
		説明者	サービス計画作成担当者 三澤千賀子 印	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印
	電話番号	
身元引受人 本人との関係 ()	住所	
	氏名	印
	電話番号	
連帯保証人 本人との関係 ()	住所	
	氏名	印
	電話番号	
法定代理人 本人との関係 ()	住所	
	氏名	印
	電話番号	